

次期千葉県保健医療計画における自殺対策に係る記載内容(案)について

1. 千葉県保健医療計画について

「県民一人ひとりが、健やかに地域で暮らし、心豊かに長寿を全うできる総合的な保健医療福祉システムづくり」を基本理念とし、(1)質の高い保健医療提供体制の構築、(2)総合的な健康づくりの推進、(3)保健・医療・福祉の連携確保、(4)安全と生活を守る環境づくり、の4つの柱に沿った施策を展開するために、県が策定する法定計画

2. 自殺対策の記載箇所

第2編 各論

第1章 質の高い保健医療提供体制の構築

第1節 循環型地域医療連携システムの構築

2 循環型地域医療連携システム(各論)

(5) 精神疾患

ア 精神疾患(認知症を除く)

3. 自殺対策に係る記載内容(案) ※変更箇所は赤字

〔自殺対策〕

全国の自殺者数は、平成10年から3万人前後で推移してきましたが、平成22年からは3万人を上回ることなく、令和3年には2万291人となりました。本県でも1,300人前後を推移していたものが令和3年には978人と減少したものの、依然として高い水準にあります。

自殺対策は、千葉県自殺対策推進計画に基づき、保健・教育・労働など総合的に取り組む必要があります。

4. 参 考

現在の千葉県保健医療計画については、千葉県ホームページでご確認願います。

<検索方法>

- ・千葉県ホームページ(トップページ)のページ番号検索ボックスに「3759」と入力し検索
- ・千葉県ホームページ(トップページ)のサイト内検索ボックスに「千葉県保健医療計画(平成30年度～令和5年度)」と入力し検索